



枝野官房長官に緊急要請書を提出する政策推進委員

3月2日、政策推進委員会を開催し、「平成23年度子ども手当法案に関する緊急要請」、「社会保障と税の一体改革に関する緊急要請」を決定し、委員会終了後、会長、富山市長、川口市長、甲府市長、新見市長、鳥取市長が、枝野官房長官、与謝野社会保障・税一体改革担当大臣、大島自

#2 政策推進委員会を開催し、子ども手当、社会保障と税の一体改革に関する緊急要請書2件を決定し、緊急要請

全国市長会の動き



2月22日～3月22日

全国市長会ホームページURL

http://www.mayors.or.jp/

#1 森会長が子ども手当法案、地方交付税法改正法案等について緊急要請

2月22日、森会長は藤原全国町村会会長とともに、民主党の玄葉政策調査会長、自民党の谷垣総裁、小池総務会長、石破政務調査会長、社民党の又市副党首、重野幹事長、公明党の山口代表、井上幹事長、石井政務調査会長、細川厚生労働大臣と面会し、子ども手当法案、地方交付税法改正案等について緊急要請を行った。



森会長（中央）

要請では、地方交付税や地方税について年度内に成立しない場合、住民生活や経済活動に大きな影響が生じるため、是非、年度内成立を図ること。子ども手当法案については、まず、4月1日以降、地方の現場や住民が困ることのないようにしてもらいたいとし、そのためには、現金給付とサービス給付とのバランスのとれた制度設計を与野党で議論を尽くし、子育て世帯や市町村に混乱が生じないよう最大限の努力をするよう要請した。また、玄葉政策調査会長と厚生労働大臣には、併せて社会保障と税の一体改革の議論に際しては、市町村が社会保障の最前線でも果たしている根源的な役割を踏まえたくえで、我々の意見に十分耳を傾けることを要請した。

「企画調整室」

民党副総裁、坂口公明党副代表と面会し、緊急要請を行った。

要請では、枝野官房長官、大島自民党副総裁、坂口公明党副代表に対し、子ども手当について、与野党ともに、全国一律の現金給付と保育サービスなどの現物給付とのバランスに配慮した子育て支援策の在り方について、財源確保も含め冷静かつ集中的に議論を尽くして成案を得るよう強く要請した。また、枝野官房長官と与謝野大臣に対しては、地方は社会保障において大きな役割を担っており、地方の意見を十分聞いてもらいたいことを要請した。

要請に対して、子ども手当については、枝野官房長官からは、地方が混乱しないようにすべく現在努力しているところである、大島副総裁からは、予算を組み替え児童手当として拡充し、現物給付も充実するよう提案している、坂口副代表からは修正協議に入るにはその前提として、民主党が、党内を一本化し案がまとまること、また、恒久法とすべきであり、恒久財源を明示することが重要であるとした。いずれも地方が混乱をしないようにしたいとの認識を示した。社会保障と税の一体改革については、枝野官房長官、与謝野大臣とも、地方を抜きにして社会保障と税の一体改革はあり得ない、最初の段階では3月12日に総務大臣を通して地方の意見を聞くこととしているが、地方が社会保障に果たしている役割やビジョン等について、地方から

の意見をきちんと聞くことも重要であると認識していると発言した。

「企画調整室」

#3 「地方自治法の一部を改正する法律案」に関する考え方について（総務省回答）に対する意見を片山総務大臣等に提出

3月7日、本会が総務大臣等に提出した『地方自治法の一部を改正する法律案（概要）』等に対する意見（2月18日）に関し、総務省から回答があった「地方自治法の一部を改正する法律案に関する考え方について（2月28日）」は不十分であることから、改めて『地方自治法の一部を改正する法律案に関する考え方について（総務省回答）』に対する意見を片山総務大臣等に提出した。

意見では、本会がさらに慎重に検討を求めているにもかかわらず、この意見を踏まえずに改正を行う方向としていることは遺憾であること等を表明し、①地方税の賦課徴収等を直接請求の対象とすることについては、地方税財源の充実について抜本的な改革が行われようとしている今日、なぜ今改正を行うのか十分了解できず、改革の道筋等が明らかになった段階で、改めて導入の是非を検討すべきこと、②解散・解職請求の署名収集期間の延長と署名数要件の緩和を同時に行う必要性や、対象都市を拡大すること等の検証が不十分であること、③住民投票制度

の創設については、長と議会の双方が賛成しているものをなせ拘束性のある住民投票に付すのか了解できないこと等から、さらに引き続き慎重に議論を行うべきこと、④専決処分が不承認となった場合の長の措置については、再議制度における義務に属する経費等との関係から、改めて再考を求めること等としている。

〔行政部〕

#4 民主党・生活排水適正処理推進プロジェクトチームに戸張・吉川市長が出席し、生活排水適正処理のあるべき姿（特に、下水道法第10条の改正「接続義務解除」）について意見交換

3月8日、「民主党・生活排水適正処理推進プロジェクトチーム」が、全国市長会および全国町村会から生活排水適正処理のあるべき姿（特に、下水道法第10条の改正「接続義務解除」）についてヒアリングを行い、本会からは、経済委員会委員の戸張・吉川市長が出席した。

戸張・吉川市長は、下水道法の改正について、本会として検討を行っていないため、個人的な意見であるとしたうえで、公共下水道への接続義務解除に関し、①公共下水道は、多額の費用をかけて整備した社会資本であり、区域内の建物が全て接続し、使用料を納入することで健全な事業経営が実施されるものであること、②公



戸張・吉川市長（中央）

共下水道が有効活用されず、下流の河川の浚渫費用が発生することなどが懸念されること、③既に、公共下水道へ接続した住民と接続義務解除される住民との間で不公平が生じるとともに、個人設置型の合併浄化槽の場合、個人に依存する維持管理には不確実性が伴うことなどから、その課題解決も含め、慎重に議論する必要があること等を要請した。

〔経済部〕

森会長からの協力依頼

この度の地震・津波災害に際しては、不慮にして亡くなられた方々に深甚なる哀悼の意を表するとともに、被災された住民の方々に対して心からお見舞い申し上げます。

あわせて、被災地域での懸命の救援・救護活動にご尽力されている市長さんをはじめ職員の方々には深い敬意を表します。さらに、被災地域へいち早く人的・物的支援・協力を提供されている全国の市長さんをはじめ、現地に赴き懸命の支援活動に携わっておられる職員の方々に対して、心から感謝申し上げます。

全国市長会は、市長同士の連携と協力を第一に相互の助け合いをすることが第一であると考えております。私は、かつての中越地震の際の被災都市の市長としての経験をもとに、早速、副会長さんのご了解のもと、全国市長会内に平成23年東北地方太平洋沖地震災害対策本部を設置いたしました。全国市長会として、市長さんや、各道府県市長会長さんとともに、可能な限りこの緊急事態に適切に対応して参る所存でありますので、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、地震・津波災害や原子力発電所事故により避難を余儀なくされている住民の方々への受入れにつきましては、既に、周辺の県や都市をはじめ、個別には都市ごとの広域応援協定等に基づき進められているところであり、今後は、さらに遠方の各都市におかれましても、積極的な受入れにつきましてよろしくご配慮いただきたいと思います。あわせて、救援物資・要員支援などにつきましても、既に個別に都市ごと

#5 東北地方太平洋沖地震「緊急災害支援掲示板」等を設置

本会では、今回の地震・津波災害に対して、災害対策本部を設置し、各都市・支部、都道府県市長会と連携を取りながら、被災者の救援・救護の推進、被災地域の早期復旧および復興を推進するため最大限の支援を行うこととしている。今般、その一環として、3月16日、支援要請都市・県市長会と応援申出都市・都道府県市長会との具体の人的、物的支援情報の橋渡しをする「緊急災害支援掲示板」を本会ホームページ（メンバーズページ）内に設置した。

また、各都市・支部、都道府県市長会からの被災地域内の都市に対する義捐金について対応するため、義捐金口座を開設した。

〔企画調整室〕

に進められている一方、関係機関による組織的支援が行われております。

そのような中で、全国の市長さんから、支援を求める具体の情報と応援可能な具体の情報を迅速かつ直接交換するため、の仕組みができないかとのご意見があり、さつそく3月16日に本会のホームページ（メンバーズページ）内に支援と応援の仲立ちをする「緊急災害支援掲示板」を立ち上げたところであり、既に、数件の都市同士の応援・支援が成立しているところであり、今後、各都市、各市長会の積極的な活用をお願い申し上げます。

また、被災地に対する人的支援につきましては、既に応急的な派遣が行われておりますが、今後、市役所行政機能の回復のための比較的短期間の派遣、復旧のための中・長期的な派遣を組織的に行うため、本会では総務省公務員部、全国町村会と連携し具体の仕組みをつくり、積極的、機動的に対応して参ることとしております。おつて、各市長さんにおかれましては、応援してくださる都市職員の方々の派遣についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回の地震・津波災害、原子力発電所事故は、未曾有の大災害となっており、その対応は急を要するものであります。本会では全国の都市、各市長会と連携を取りながら、被災された方々、都市に対して最大限のご支援をして参りたいと存じますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成23年3月24日

市長各位

全国市長会会長 森 民夫

■地震被災地に対する義捐金の取扱い

発総第38号
平成23年3月16日

市長各位

全国市長会
平成23年東北地方太平洋沖地震災害対策本部
本部長 森 民夫

地震被災地に対する義捐金の取扱いについて

このたびの地震により被害を受けられた皆様、被災都市に対しまして心からお見舞いを申し上げます。各都市及び各支部・都道府県市長会におかれましては、被災地域内の都市の一日も早い復興を願っておられることと存じます。

本会に対しましては、各都市から被災地域内の都市に対しまして義捐金を送金したいとの多くの申し出がなされているところであります。しかしながら、被災地域におきましては、現地の通信事情はもとより今回の被災の厳しい実情から、義捐金の送金が適わない状況にあります。

つきましては、こうした状況に対応するため、当本部におきましては、下記により各都市からの被災地域内の都市に対する義捐金について対応することといたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

- 1 対象とする義捐金
各市区、各市長会から被災地域内の都市又は市長会あての義捐金
- 2 振込口座 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店(銀行コード0005 店番号015)
普通預金 0050463
名義 全国市長会東北地方太平洋沖地震義捐金口
- 3 事前連絡
義捐金の送金にあたっては、事前に、別紙の「義捐金送金連絡票」をメール又はFAXにて全国市長会あて必ずご送付ください。
- 4 備考
(1) 送金手数料は、振込人の負担とします。
(2) 振込依頼書をもって領収書に代えさせていただきます。

平成23年 月 日

全国市長会 平成23年東北地方太平洋沖地震災害対策本部 あて
FAX 03-3263-5483 e-mail somu@mayors.or.jp

義捐金送金連絡票

貴都市名又は市長会名 (フリカナ) 振込名義人	()	
義捐金を送る被災都市又は関係市長会ごとの義捐金の額 ※義捐金を送る「被災都市名等」及び「金額」は必ずご記入ください。	被災都市名等	金額
		円
		円
	合計	円
振込予定日	月 日	
担当部課名	部	課
	電話	FAX
	E-mailアドレス	
担当者氏名		
連絡事項		

■緊急災害支援掲示板の開設

東北地方太平洋沖地震「緊急災害支援掲示板」の開設について

平成23年3月16日(水)
平成23年東北地方太平洋沖地震災害対策本部

目的

全国市長会のホームページ(メンバーズページ)内に『緊急災害支援掲示板』を設け、支援要請都市・市長会と応援申出都市・市長会に対し、具体の支援・応援事項の情報交換の場を提供します。

情報記載方法

- ①本会ホームページ(メンバーズページ)にアクセスし、支援要請事項や応援申出事項についての具体的な内容を下記「記載要領」に基づき、直接記載してください。
- ②ただし、本会のホームページ(メンバーズページ)にアクセスできない場合は、次の方法によってください。
ア 都道府県市長会を経由して記載してください。
イ 全国市長会へFAX(03-3263-5483)していただければ、本会で記載します。

利用方法

- ①各市または各都道府県市長会は、全国市長会ホームページ(メンバーズページ)にアクセスし、『緊急災害支援掲示板』をご覧ください。
市長会ホームページ <http://www.mayors.or.jp>
- ②各都市または各都道府県市長会は、要請する支援事項または応援申出事項が掲示板に記載されていた場合、情報を掲載した都市、都道府県市長会に、直接、連絡し、相互に調整してください。
- ③調整が整った場合、その結果については、全国市長会へご一報いただくとともに、当該記載情報の削除についてもよろしくお願ひします。

記載要領

- (1) 支援要請事項
 - ①記載日(○月○日) ②都市名または市長会名 ③代表者名(市長名または会長名) ④担当者(所属部署、役職、氏名) ⑤連絡先(電話、FAX、メール) ⑥支援要請事項(物資、要員、搬送先、その他の具体的内容及びその数量、人数等可能な限り具体的に記載してください)
- (2) 応援申出事項
 - ①記載日(○月○日) ②都市名または市長会名 ③代表者名(市長名または会長名) ④担当者(所属部署、役職、氏名) ⑤連絡先(電話、メール) ⑥応援申出事項(物資、要員、その他の具体的内容及びその数量、人数等可能な限り具体的に記載してください)